伊予市介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）

整備計画提出一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法　人 | 名称 |  |
| 代表者職名･氏名 |  |
| 担当者 | 職名･氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX |  |
| E-mail |  |
|  |  |  |

**[整備計画提出書類一覧]**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 提出書類名 | 内容等 | 様式・その他 |
| １  | 伊予市介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）整備計画書 | 所定の様式 | 様式第４号 |
| ２  | 関係機関との協議状況書 | 所定の様式 | 様式第５号 |
| ３ | 法人の概要 | ①法人の沿革（履歴・実績）②現在運営している施設又は事業の概要※①②共にパンフレットがあれば添付 | 様式自由 |
| ４ | 法人の登記簿謄本 | 応募申込前３ヶ月以内に発行されたもの【新設の場合は、法人設立の計画書、法人設立確約書（様式自由）】 |  |
| ５ | 決算書類 | 最近３年間の決算書類（原則として、2018年度から2020年度までの分）財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書 | 様式自由 |
| ６ | 法人の預貯金残高証明 | 応募申込前１ヶ月以内に発行されたもの | 金融機関が発行したもの |
| ７ | ・第三者評価及び自己評価の結果・指導監査、施設監査等の結果状況報告及び改善状況報告 | 介護保険サービスを実施している法人については、2020年度に受けた内容のコピー※2020年度未実施の場合は、直近分 | 様式自由 |
| ８ | 資金計画書 | 開設当初の運転資金を含む。 | 様式第６号 |
| ９ | 借入金償還計画表 | 元金、利率、期間、金融機関名等 | 様式第７号 |
| 10 | 収支シミュレーション | 積算根拠を含む（３年以上）。 | 様式自由 |
| 11 | 計画地を含む広域的地図（位置図） | ・事業所予定地を位置図に示すこと。・計画予定地から最寄りの公共交通機関を位置図に示すこと。 | 様式自由 |
| 12 | 計画地と周辺の住宅地図 |  | 様式自由 |
| 13 | 用地総括表 | ・登記簿謄本・公図・現況写真を添付※公図は、建設予定地の部分を色塗りすること。※現況写真は、予定地を周囲４方向から撮影し、地図等に撮影方向などの説明を記しておくこと。 | 様式第８号 |
| 14 | 自己所有以外の場合は土地売買確約書、土地賃貸借確約書等 |  | 様式自由 |
| 15 | 土地に抵当権等が設定されている場合は抵当権等解除確約書 |  | 様式自由 |
| 16 | 土地の所有者が死亡している場合は、相続を同意する確約書及び相続人が分かる書類 |  | 様式自由 |
| 17 | 建物配置図（施設及び駐車場の配置、駐車台数、進入路記載）、平面図、立面図 | ・平面図に廊下幅（壁間（手すり除く）：内法を記入すること。 | 様式自由 |
| 18 | 総合日程（工程）表 | ・測量調査、設計、各種許認可申請・届出、入札、工事、開設等 | 様式自由 |
| 19 | 【既設建物の場合】〇現況写真・建築確認通知書・検査済証・建物登記簿謄本〇自己所有以外の場合は、建物売買確約書、建物賃貸借確約書等〇建物に抵当権等が設定されている場合は、抵当権等解除確約書 | ・現況写真は、予定地及び施設を周囲４方向から撮影し、地図等に撮影方向などの説明を記しておくこと。・建築年、改修歴等が分かるものを添付すること。 | 様式自由 |
| 20 | 併設する施設がある場合は、当該施設の概要を記載した書類 |  | 様式自由 |
|  |

【提出に際しての留意事項】

① 書類の作成等、書類提出に要する経費については、結果にかかわらず、全て事業者

　　の負担となります。

　 ② 書類の提出による一切の損害等について、本市が責任を負うものではありません。

　 ③ 締め切り後の事業者の都合による書類の修正・追加は、公平性の観点から不可とし

ますので、十分精査の上、提出してください。ただし、本市からの指示による修正・

追加する場合は除きます。

　④　本市から求めた書類の修正・追加等について、指定した期限までに提出されない場

合は、申出を辞退したものとして取り扱います。

　　⑤　提出された情報については、事業者調整の目的にのみ利用し、他の目的には利用し

ません。なお、個人情報を除き、書類等については、法令又は条例に基づき公開する

場合があります。

　　⑥　整備計画書提出後に辞退をする場合は、速やかに辞退届出書（様式自由）を提出し

てください。

　　⑦　施設整備に伴い、又は地域住民等との確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等に

ついては、提出者の責任に帰属し、本市はその責任を負いません。また、求償権の行

使についても、同様です。

　　⑧　事業者の調整に当たっては、提出された整備計画書の内容について、後日、ヒアリ

ングを行う場合がありますので、結果が通知されるまで、手続に係る責任者の配置な

ど法人の事務体制を確保しておいてください。